



平成 27 年 6 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社キューブシステム
代表者名 代表取締役 社長 崎山 收
(コード番号 2335 東証第一部)
問合せ先 取締役 副社長 内田 敏雄
(TEL. 03-5447-3340)

内部統制システム基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 6 月 25 日開催の取締役会の決議により、内部統制システム基本方針を一部改定いたしましたので、お知らせいたします。なお、改定箇所には下線を付しております。

記

当社は、会社法及び会社法施行規則ならびに金融商品取引法に基づき、以下のとおり、業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）を整備し、当社及び子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という）の内部統制システム基本方針とする。

1. 経営方針

当社は、以下の経営理念を経営の拠り所とする。

【経営理念】

企業は人によって支えられ人によって繁栄する。

社員はじめ、人々の幸福を保障する為に存続しなければならない。

存続と発展の根源は利益であり、利益は顧客によってもたらされる。

この理念をもって、

“世界に誇れる企業を創り上げる”

また、経営理念を具現化するための経営方針を以下の通りとする。

【基本方針】

『顧客第一主義』

『重点主義』

『総員営業主義』

2. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営方針に則った「キューブシステムグループ行動原則」の下、企業活動上求められる法令・規則等の遵守はもとより、社会規範に則した誠実かつ透明性の高い企業活動を遂行すると定めており、以下を励行する。

- (1) 当社の経営理念及び経営方針の下に、代表取締役が折に触れその志を役職員に伝え、コンプライアンスは経営の基盤をなすものであるとする認識を徹底する。コンプライアンス担当役員は、取締役及び使用人の法令遵守意識の定着と運用の徹底を図るため、当社グループよりコンプライアンス委員を選任し、定期的に委員会を開催していくと共に、全社横断的な啓発、研修等必要な諸活動を推進する。
- (2) 当社グループの事業に従事するものからのコンプライアンス上の問題に関する通報に対して適切な処理を行うため、問題を発見した場合は速やかにコンプライアンス委員会に報告する。是正、改善の必要性がある場合については、すみやかに適切な措置をとる。
- (3) 内部監査室は、コンプライアンスの状況についての監査を行う。監査を受けた部署に是正、改善の必要性がある場合については、すみやかにその対策を講ずる。
- (4) 当社は平成18年4月から執行役員制度を導入しております。平成27年6月25日より経営の監督と執行の分離を進めるため、当該制度の内容を改定し、業務執行における責任の明確化、それによる取締役会の業務執行に対する監督強化、ならびに意思決定の迅速化による経営の健全性・効率性の確保に努めております。
- (5) 反社会的勢力に対して、組織全体として毅然とした態度で臨み、反社会的勢力及び団体との取引関係を排除し、その他一切の関係を持たない。
- (6) 当社グループの内部統制システムについての全般的統制を行うため、内部統制委員会を設置する。

3. 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係わる以下の文書（電磁的媒体を含む）及び重要な情報は、法令・定款並びに取締役会規程、職務権限規程及び文書管理規程、その他社内諸規則に従い記録し、保存する。取締役及び監査役は、その職務上必要あるときは常時、これらの文書等を閲覧できる。

- ① 株主総会議事録と関連資料
- ② 取締役会議事録と関連資料
- ③ 取締役が主催するその他の重要な会議の議事の経過の記録または指示事項と関連資料
- ④ その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「取締役会規程」、「経営会議規程」、「執行役員規程」及び「職務権限規程」を定め、業務の遂行は、所定の決裁、承認を得た後に行う。

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係わるリスク管理による経営基盤の強化を図るため、統合リスク会議を設置する。そして、当該会議の配下に、コンプライアンス委員会、内部統制委員会及びセキュリティ推進委員会を設置する。また、上記の各委員会及び当該業務所管部署において、それぞれその所管の対象事項・リスク管理について策定・配布した規則・ガイドライン、マニュアル等の遵守・励行を図り、適宜その周知のための研修を実施する。なお又、これら規則・ガイドライン、マニュアル等は、適宜見直してその整備を図る。

事業活動に伴うリスクについては、必要に応じ経営会議、統合リスク会議及び取締役会で審議し、適切な対策を講じ、リスク管理の有効性の向上を図る。

内部監査室は、各委員会及び当該業務所管部署と連携し、各部門のリスク管理体制の有効性についての

監査を実施する。これらの結果判明したリスク管理上の問題点を社長に報告する。社長は、重大な改善事項があると認めた場合、被監査部門に対し改善の指示を行う。被監査部門は、改善事項についての改善状況を遅滞なく社長及び内部監査室に報告する。内部監査室はその改善状況を必要に応じ監査役会又は、経営会議に報告する。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

- (1) 職務権限・意思決定ルール of 策定
- (2) 経営会議（代表取締役、執行役員、子会社を代表する役員を構成員とする）による会社経営全般の重要事項の審議・検討
- (3) 事業計画策定会議による中期事業計画の策定、中期事業計画に基づく業績目標と予算の設定と、ITを活用した月次・四半期業績管理の実施
- (4) 営業推進会議及び取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

6. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

内部統制委員会が当社グループにおける内部統制を総括的に推進・管理する。

また、内部監査室は当社グループの内部監査を実施する。内部監査の結果を内部監査報告書として取りまとめ、社長に提出し、その承認をもって監査結果を経営会議にて報告する。監査結果により是正処理を必要とするものは、被監査部門または被監査会社に対し改善事項の指摘・指導を行う。

内部統制委員会は内部監査室と内部統制に関する協議や情報交換を定期的に行うなど緊密な連携を図る。

「関係会社管理規程」及び「関係会社管理ガイドライン」により、子会社の経営上の重要事項については当社承認事項または報告事項とする。承認事項は、承認後の実行状況及び結果について当社に随時報告しなければならない。

子会社の取締役・監査役は職務執行を通じ、業務の適正性向上を図るとともに、子会社の会議体運営等において情報収集並びに監督を行う。

7. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

監査役 of 職務を補助する組織を経営企画室及びコーポレートサービス本部とするが、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、人数及び人選等については、監査役と取締役が協議して決定する。監査役 of 職務を補助すべき使用人は、監査役 of 要請に基づき補助を行う際は、監査役 of 指揮命令に従うものとする。

また、内部監査室が必要に応じ監査業務を補助し、監査役会との協議により監査役 of 要望した事項 of 内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。内部監査室 of 人事（任免、異動、懲戒を含む）については予め監査役会と協議する。

8. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 取締役は、法令・定款及び社内諸規則に従い次に定める事項を監査役会に報告する。但し、監査

役が出席した会議で開示、説明された事項は、原則として報告に及ばないものとする。

- ① 当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項
- ② 内部統制システムの運用状況
- ③ 毎月の経営状況として重要な事項
- ④ 重大な法令・定款違反
- ⑤ コンプライアンス委員会への通報状況及び内容
- ⑥ その他コンプライアンス上重要な事項

(2) 使用人は前項①及び④に関する重要な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することが出来るものとする。

(3) 監査役への報告をした者に対して、不利益な取扱いを行うことを禁ずる。

9. その他監査役会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、監査役は取締役会及び経営会議に出席し、なお又、監査役が希望した場合にはその他重要な会議に出席できるものとする。また、代表取締役、社長、監査法人それぞれとの間で定期的又は必要に応じ意見交換の機会を設定する。

10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、通常監査費用は予算化するとともに、いわゆる有事の際の費用は監査役職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、所定の手続に従い、これに応じるものとする。監査役が監査役職務の執行にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、専門機関等の外部専門家を自らの判断で起用することができる。

11. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社グループは金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、全社レベル並びに業務プロセスレベルの統制活動を強化し、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力には毅然として対応し、利益供与は一切行わないことを「コンプライアンス規程」において基本方針として規定し、役員及び使用人に遵守させる。

原則全ての新規取引先企業（但し、国有企業をはじめとする一部公的機関等を除く）と反社会的勢力との関係排除について規定した契約書を取り交わし、取引開始前に当該企業集団が反社会的勢力と関係していないことを確認する。

また既存取引先についても、反社会的勢力との関係性がないかにつき、各種データベースを利用し、定期的な確認を実施する。